

令和元年第2回定例会（第4号）

令和元年6月20日（木曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 報告第 4号 平成30年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について
日程第 3 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 4 発議案第4号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 5 議員の派遣について
日程第 6 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 悦		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総務部税務課長	広 部 美 幸
会計課長兼経済部水道課参事	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	川 島 篤 実	経済部土木課長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	寺 谷 光 司	経済部水道課長	笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	竹 内 圭 介
生 涯 教 育 課 長	北 村 公 志	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

○地方自治法第121条の規定による本会議に出席を求めた説明員

監 査 委 員 永 田 英 利

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

7番	畑 中 静 一	8番	長谷川 生 人
----	---------	----	---------

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） おはようございます。

ただいまから、令和元年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

7番 畑 中 静 一 議員

8番 長谷川 生 人 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

報告第4号 平成30年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について

○議長（木下 敏） 日程第2 報告第4号平成30年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、報告第4号平成30年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

2ページ目の理事会議案第1号平成30年度事業報告についてをごらんください。平成30年度に実施しました事業内容について御説明いたします。

初めに、3ページの1国際交流に関する調査及び研究並びに人材の育成でございます。

(1) 海外の絵本、自然科学、数学等の図書の提供と国際的人材育成の調査。(2) 地域で生活

する留学生に地域のすばらしさを再発見してもらうためのフィールド調査。(3) 通訳ボランティアの発掘及び人材育成。(4) 七飯町の姉妹都市コンコード町との交流支援による国際交流活動のPRを行いました。

次に、2国際交流を促進するための各種行事、研修並びに人物交流等の実施でございます。3ページから7ページになります。

(1) 外国人講師による外国の料理、文化、習慣、食生活までの講座として、外国料理講座の開催。(2) 一般住民や小学生対象の英会話講座、韓国語講座、中国語講座、キッズ英会話講座。6ページの(3) 小学生を対象に外国人講師と一緒に活動するキッズイングリッシュスクール。

(4) 地域住民の国際化、意識の高揚を図るためアメリカの高校生12名をホームステイで受け入れるワールドラーニング国際交流プログラム。7ページの(5) 函館圏域に滞在する留学生による国際交流キャンプ。(6) 茶道や書道など日本文化の体験研修事業を実施してございます。

次に、3地域の国際交流団体との連携、協力及び活動の振興でございます。各種事業に対する助成と道南地域の国際交流団体など各種団体と協力し、相互理解と共催で事業を行うほか、各種セミナーに参加し、理解と連携の強化を図っております。

次に、8ページの4大沼国際セミナーハウスの国際交流施設の広報・宣伝活動及び学会、研修会の誘致でございます。

(1) 広報・宣伝活動として、旅行代理店等への営業を積極的に行い、ニーズにあった施設利用の提案を行い、学会・企業等の利用誘致を図っております。

次に、9ページの5大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の委託、その他委託を受けて行う事業でございます。指定管理者として大沼国際セミナーハウス及び大沼森林公園の施設維持管理業務を受託し、施設の維持管理業務を行っております。

(1) ホームページやガイドブックを随時更新し、周辺観光情報の紹介。コンベンション主催者に対する情報提供。各種相談等を積極的に行って

おります。(2) インターネット無線LANを完備した施設で、不特定多数の方が読書、勉強、研究等に利用できるスペースを提供しながら、賛助会員の裾野の拡大と、利用者にはリラックスした時を過ごしてもらうためコーヒー、お茶などのサービスやバスでの無料送迎を行っております。

(3) 地域住民との交流や施設のPRのため、音楽・芸能など各種イベントを開催しております。

次に、10ページの6自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施並びに推進として。

(1) 大沼自然探検クラブ。11ページになりますが(2) 児童対象の自然環境学習及び環境保育事業を実施しております。次に(3) 自然環境を体験学習する野外活動セミナーを開催しております。

次に、12ページの7その他この法人の目的を達成するために必要な事業でございます。

(1) ボランティア活動実績は、12ページの事業内容で、現在の登録者は21名でございます。そして、13ページの(2) 賛助会員募集事業ですが、平成31年3月末日現在で、個人会員が304名、前年度は291名でございました。団体会員が56団体、前年度57団体でございませぬ。前年度に比べ個人会員が13名の増、団体会員は1団体の減でございます。

次に、理事会・評議委員会等の開催実績を記載しておりますので、あわせてごらんください。

続いて、14ページの平成30年度の利用状況でございます。年間の利用件数が177件、前年度250件です。利用者総数が8,500人、前年度1万1,130人で、前年度に比べ利用件数は73件、利用者数で2,630人の減になっております。要因といたしましては、新幹線開業効果の落ち着き、プリンスホテルやグリーンピア大沼と関連した学会や会議等が減少したものと捉えております。各月、各室ごとの詳細は、資料をごらんください。

事業報告の説明は、以上でございます。

続きまして、理事会議案第2号平成30年度決算報告についてをごらんください。

初めに、16ページの平成30年度収支計算書

について御説明いたします。

まず、収入の部でございますが、決算額をごらんいただきたいと思っております。基本財産運用が443万6,311円。団体及び個人会員の会費が、175万7,000円。自主事業が310万2,923円。施設管理受託事業が2,959万9,000円。施設運用事業が78万4,640円。民間助成金31万3,000円。受取利息1,364円。雑収入が5万5,258円でございます。収入の内容は備考欄をごらんください。当期収入合計が4,004万9,496円。前期繰越収支差額が34万4,265円。収入合計は、4,039万3,761円でございます。

次に、17ページ、支出の部でございます。支出額をごらんください。

自主事業費の計が364万5,124円。施設管理受託事業費の計が3,279万1,888円。管理費の計が280万357円。退職給与引当金が112万7,000円。以上の支出合計が4,018万4,369円となり、当期収支差額がマイナス13万4,873円。次期繰越収支差額が20万9,392円でございます。

次に、18ページの平成30年度正味財産増減計算書でございます。

1の一般正味財産増減の部。当年度Iの一般正味財産期末残高が20万9,392円。2の指定正味財産増減の部。基本財産に当たりますが、指定正味財産期末残高として、3億6,381万円。3の正味財産期末残高の部。Lの正味財産期末残高が3億6,401万9,392円でございます。

次に、19ページの平成30年度貸借対照表でございます。

1の資産の部。Aの流動資産合計額とBの基本財産合計額とCの特定資産合計額を合わせたEの資産合計額は、3億7,090万7,678円でございます。

次に、2の負債の部で、Fの流動負債合計93万6,126円とJの固定負債合計595万2,160円を合わせたKの負債合計は、688万8,286円でございます。

次に、3の正味財産の部で、Lの指定正味財産

3億6,381万円とMの一般正味財産20万9,392円を合わせたNの正味財産合計は、3億6,401万9,392円となり、Oの負債及び正味財産合計は、3億7,090万7,678円でございます。

次に、20ページの平成30年度財産目録でございますが、貸借対照表の科目別内訳となっておりますので、ごらんください。

次に、21ページの平成30年度計算書類に対する注記でございますが、1重要な会計方針として、引当金の計上基準につきましては、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上しております。また、資金の範囲につきましては、現金、預貯金、預かり金を含めております。

2の基本財産の増減及び残高ですが、当期末残高は3億6,381万円でございます。

次の、次期繰越金収支差額につきましては、前期末残高が34万4,265円。当期末残高が、20万9,392円でございます。

4の収支計算書の流用ですが、記載のとおりでございます。

最後になりますが、22ページが監査結果となっております。

報告第4号平成30年度一般財団法人北海道大沼国際交流事業報告及び決算報告については、以上でございます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、4点ほど。体制に影響するものではありませんけれども、初めてなので確認したい事項ということで、もし、わかればお答えいただきたいということでお願いします。

まず、17ページの給料手当ということで、1,800万円ほど上がっておりますけれども、この人員の数ですね、何人なのかということです。

その前の16ページの自主事業のところでは300万円ほど、それほど大きな額ではありませんけれども、内訳として自然観察会参加料だとか載っていますけれども、この単価といいますか、参加の1人当たりワンコイン500円だとか、100

円だとか、団体で幾らだとか、もしそういうのがおわかりになれば、教えていただきたいなというふうに思います。

それと、戻りまして8ページの4のところ、広報・宣伝活動されているということで、既にほかのところ公表されている可能性もあるので、勉強不足のところもあるかもしれないですけども、この結果としてのニュアンスと言うのですかね、その効果と言いますか、こういう広報・宣伝活動で回った企業何かで、こういうことがあったというような何かエピソード的なものがあれば、教えていただきたいなというふうに思います。

それと、10ページ、11ページとかですね、ずっといろいろなやっている事業で、参加人員、何人とか載っていますけれども、例えば、例でいきますと、11ページのバード・カーヴィング教室何かでは、参加人員10名とか載っていますけれども、これは、募集人員が10名に対して10名の参加なのか、30人の募集に対して30人とか、そういうことでほかのところ人数が載っているのですけれども、何人でも参加できるよということで、この人数になったのか。定員が許容範囲があって、その中で何割ぐらい、何%ぐらいの集まりになっているのかなど。もし、おわかりになれば、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、お答えしてまいります。

まず、職員の数なのでございますけれども、人員の数は5名となっております。5名分の正職員となっております。

続いて、16ページの講座の受講料とかございますけれども、受講料さまざまございますが、例えば、一般の英語の講座とかであれば、4,000円とかあるのですけれども、賛助会員とかとなりますと割引が適用になりまして3,000円だとかというようなところもございますので、大体4,000円だとか5,000円だとか、その講座の回数にもよって若干変わっていますというような状況でございます。

あと、8ページの広報活動ということで、今

回、平成30年に初めて、実は、東京のほうまで行って広報活動をさせていただきました。各社、何件か回らせてもらったところでは、北海道のほうで、ぜひ機会があれば行きたいというお話があるのですが、実際に、ではいついつという話までには当然なっていませんで、その部分は顔つなぎという意味合いで、行かさせてもらったところです。具体的に、その部分は実ったというような状況には、実は、なってございません。

あと、4点目とバード・カーヴィング等の定員に対して何名かというところがございますけれども、定員数は、特に設定はしてはございませんけれども、基本的にお申し込みがあれば、可能な範囲で対応できるようには努力しているというところではございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

日程第3

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（木下 敏） 日程第3 報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、報告第5号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成30年度七飯町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の金額のうち、翌年度に繰り越した額を地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをごらん願います。

平成30年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。今回の計算書につきましては、平成30年度において繰越明許費設定の予算議決をいただきましたが、入札等により設定額よ

り翌年度繰越額が減となっているものもござい

す。
それでは、説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費の総合行政情報システム改修事業の翌年度繰越額は、166万9,000円。同じく2款総務費、1項総務管理費の光ケーブル設置管理費の翌年度繰越額は、907万2,000円。2款総務費、4項選挙費の北海道知事・議会議員選挙執行費の翌年度繰越額は、286万2,000円。

3款民生費、2項児童福祉費の大中山複合施設事業の翌年度繰越額は、2,113万5,000円。

8款土木費、5項住宅費の冬トピア団地（89-2棟）整備事業の翌年度繰越額は、2億1,038万8,000円。同じく8款土木費、5項住宅費の桜B団地整備事業の翌年度繰越額は、1億1,706万5,000円。同じく8款土木費、5項住宅費の吉野山団地整備事業の翌年度繰越額は、1億1,577万1,000円。

9款消防費、1項消防費の防災行政無線整備事業の翌年度繰越額は、564万5,000円。

10款教育費、2項小学校費の大中山小学校建替事業の翌年度繰越額は、2億3,090万2,000円となっております。

この9件の事業に係る翌年度繰越額の総額は、7億1,450万9,000円でございます。

以上、平成30年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については、報告済みといたします。

日程第4

発議案第4号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第4 発議案第4号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○16番（川上弘一） それでは、発議案第4号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書について読み上げまして、提案説明にかえさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和元年6月17日、七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議会議員川上弘一。賛成者、七飯町議会議員長谷川生人議員、中川友規議員、稲垣明美議員、畑中静一議員。

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、高齢化が進行する中、医療・介護、子育て支援などの社会保障への対応など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など新たな政策課題に直面しております。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難な状況となっており、人材の確保を進めるとともに、これに対応しえる地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆2兆7,072億円で、前年度より1%ふえ、過去最高水準となっておりますが、この増額分も幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方財政事業に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

本来、地域で必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が、地方財政計画の役割でございます。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の

充実と地方財政の確立を目指すことが必要でございます。

このため、国に対し、以下の事項の実現を求めるものでございます。

記。1、社会保障、災害対策、環境対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援の新制度、地域包括ケアシステムの構築、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の国費対象事業の拡充を行うこと。

4、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

5、2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用に当たっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

北海道亀田郡七飯町議会。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、地方創生規制改革担当大臣、経済財政政策担当大臣。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） それでは、この意見書では、人材確保についていろいろ書かれているのですが、地方公務員が人材確保をするというのではなくて、全体的にもう日本においては、人手不足ということが出ていて、コンビニだって12時で閉めるという、そういうものが実際に起きている中で、この人材というのを確保していくということは、ただ一方的にそういう行政側だけが

そういうものやっけていくということになれば、本当に民間側のほう、もっとも減っていくというような現状になっていくよということ、事実あると思うのです。その中で、どうやってそのところの組み合わせをしていくのかということをお聞きしたいなと思います。まず、1点目。

それから、記の中の1番の下のほうに、「これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること」と、これはどういうこと言っているのかわからないので、御説明していただきたいなと思います。

それから、3番の緊急防災・減災事業の国費対象事業の拡充とは、どういうことなのか。

それと、4番の小規模自治体に配慮する段階補正の強化。段階的補正の強化とは、どういうことを言っているのかよくわからないので、御説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○16番（川上弘一） それでは、人材の確保につきましてですけれども、これは日本全国全般的に人材が不足しているという意味は、当然含まれています。ただ、公共サービスというか、公務員としての公共サービスの増加が仕事の内容もふえてきますので、ここのところの公務員的な人材の確保も必要だということでの人材確保ということでございます。

それと、地方一般財源総額。これは、要するに地方財政計画、これは国が毎年全国の地方公共団体の歳入と支出を、翌年度幾らぐらいになるかという見込みを立てるわけでございますけれども、これに相応な交付税措置がなされていればいいのですけれども、なかなかそういう部分で新しい事業だとか、そういう公共事業がふえていく中で、なかなかその分の交付税措置がなされていないということで、その一般財源総額というものの中に、そういうものを含めて、ちゃんとした計算をした上で、地方財政の財政措置を行っていただきたいということでございます。

それから、国費対象事業の拡充。これは、なかなか、例えば、補助事業であれば国費半分、2分の1補助します、交付税で措置しますよと。なかなかその要件にきっちり当てはまらない事業も

結構ございまして、それが直接、地方公共団体と言いますか、地方単独事業という形につながってきますので、その部分の地方自治体の単独事業を減らす意味でも国費対象事業をもう少しふやしていただきたいという意味での回答でございます。

それから、段階的補正の強化を図るということは、うちの場合は、これは当てはまらないと思うのですけれども、例えば、平成の合併特例債とか受けて、いろいろなものづくりをした事業体がございすけれども、そちらのほうに、一気に恩恵がなくなるような恐れがあるので、それを少し経過措置とか踏まえた中で、国のほうで支援をするような働きをしていただきたいという意味でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 人の確保というのは、地方行政も必要だからと言うのですけれども、今、民間でしたら人が足りないからと、例えば、そういう外国人にお願いするとかということをやっているということが現実にあると思うのですけれども、国がやっている、国とか地方公務員がやっている部分については、そういうことは一切考えてないと、私は思うのですけれども。その中で、そういう部分をもっと人を確保しなさいとなれば、これは、やはりもっとも人手不足というものが、民間に波及されていって、民間の活力を失うということもあり得ますよね。そういうことになった場合に、これはどうしたらその兼ね合いというのは、先ほども聞いていたのですけれども、兼ね合いというのは考えられるのかなど。どうしても人が足りなくなって、皆さん職員が、今頑張っているのだから、その頑張りをもう少し期待してやっけていくということが大事な話で、人が足りないからと言って、はい、人材をお願いします、はい、賃金だけ高い賃金にしますよと言ったら、民間何かは、本当に活力がなくなってしまうよ。そういう現状というのを、実際にあるのですから、そのところを余り人材確保のために、そういうものを財政がどうのこうのと言っけていかれるということになれば、困る話だと私は思いますので、そのところもう1回お願いしたい

などと思います。

この1番の地方の一般財源総額の確保というのですけれども、交付税算入されている部分があるので云々ということを行っているのですけれども、この交付税算入も明確なものというのは、はっきり言ってないですよ。その中で、どういうふうにこれを確保しろということを行っているのか、その辺、もう少し具体的にお願いしたいと思います。

同じく、3番のところの緊急防災・減災事業の国費対策対象事業というのは、具体的に何なのか、これというのは。先ほどの説明の中で、わからなかったので、そこのところをお願いします。

4番については、うちには関係ないというのでしたら、これ省いてもらったほうがいいのかなど思ったもので、どうなのかと思うので。これは、普通に行政というのは、こういうことがあった場合には、こういうのは困りますよねということの意味なのかということで、その辺をお願いします。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○16番（川上弘一） 的確な人材の確保ということでございますけれども、先ほど言いましたように全国的にどんな企業であっても、公務員であっても、人手不足というのがいまだかつて発生している状況であります。特に、公務員的に言えば、保育士の問題とか、民間でもそうですけれども。

ただ、やはり公共サービスがふえるに伴って、やはり限られた人間でやる仕事の限度というものがあると思うので、これが、的確な人材の配置をしていただきたいという意味も込めましての、的確な人材の確保ということでございます。

それと、国費対象事業の拡充。これは、例えば、減災・防災事業、公共施設の耐震化、緊急防災・減災事業、例えばの話ですけれども、物をつくるにしても、門とか塀だとか柵とかというものについては、国費対象外、今現在なっているものですから。そういうものについても、必要な事業にかかわるものであれば、国費の対象にさせていただきたいというようなことでございます。

それから、一般財源の総額。これは、先ほどもお答えしましたけれども、政府内閣ですね、政府のほうでは、毎年、翌年度の交付税を決める一つの糧といたしまして、その全国の自治体のどれだけ歳入があって、どれだけ支出があるか。本来であれば、その差額分を交付税措置していただければ、実際に何ら問題なく経営の健全化が行われるわけでございますけれども、なかなか国税というのが見えないものですから、どうしても自治体自体の持ち出し分、単独事業分がふえる傾向にあるということで、その分を歳入と歳出を的確に判断していただいて、その差額分については、国として交付税措置していただきたいと、そういう意味で一般財源総額の確保を図っていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 質疑を許します。

ほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第4号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書を原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議員の派遣について

○議長（木下 敏） 日程第5 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第6

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第6 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員会申し出のとおり、この活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員会申し出のとおり、この活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は、終了いたしました。

よって、令和元年第2回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時37分 閉会

